

川崎市人権オンブズパーソン会議に関する要綱

〔 平成 14 年 3 月 26 日決裁
13 川才事第 393 号 〕

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、川崎市人権オンブズパーソン条例施行規則第 2 条第 5 項に規定する川崎市人権オンブズパーソンの会議（以下「会議」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第 2 条 会議は、定例会及び臨時会とする。

- 2 定例会は、原則として、毎月 1 回開催するものとする。
- 3 臨時会は、川崎市人権オンブズパーソン（以下「人権オンブズパーソン」という。）の協議により必要と認めるときに開催するものとする。

(付議事項)

第 3 条 会議に付する事項は、次のとおりとする。

- (1) 人権オンブズパーソンの職務執行の一般方針に関すること。
- (2) 勧告又は意見表明（市民オンブマンと共同で行うものを含む。）に関すること。
- (3) 運営状況の報告等に関すること。
- (4) その他人権オンブズパーソンに関する重要事項

(委任)

第 4 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、代表人権オンブズパーソンが定める。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。